

青梅市特殊詐欺対策における自動通話録音機貸与事業実施要綱

1 目的

この要綱は、高齢者が居住する世帯に自動通話録音機（以下「録音機」という。）を貸与することにより、特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的とする。

2 対象世帯

この事業の対象世帯は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する65歳以上の者が居住する世帯で、録音機の貸与を希望する世帯とする。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 貸与手続等

(1) 録音機の貸与を希望する者（以下「申込者」という。）は、自動通話録音機貸与申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(2) 市長は、申込書の提出があったときは、申込者に使用者の身分証明書等の提示を求め、申込書の記入内容を確認し、録音機を貸与することが適当と認められる場合には、予算の範囲内において録音機を貸与するものとする。

(3) 貸与する録音機の台数は、対象世帯1世帯につき1台とする。

4 貸与期間

録音機の貸与期間は3年間とする。

5 被貸与者の遵守事項

録音機の貸与を受けた世帯に属する者（以下「被貸与者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 録音機は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するためのもので、その他の用途による使用ならびに転貸および売却をしないこと。

(2) 録音機は、市の区域外で使用しないこと。

(3) 録音機は、貸与後、おおむね1週間以内に設置し、特殊詐欺の未然防止に留意すること。

6 費用負担

録音機の貸与にかかる被貸与者の費用負担は、無償とする。ただし、貸与期間中の録音機の使用にかかる電気料金および録音機の故障による修理費用は、被貸与者の負担とする。

7 貸与物品の譲渡

貸与期間の終了した録音機は、無償で被貸与者に譲渡する。

8 返却

被貸与者は、死亡、転出その他の理由により、対象世帯でなくなったとき、または録音機が不要となった場合は、市長に返却するものとする。

9 貸与状況等の記録

市長は、自動通話録音機管理表（様式第2号）により、録音機の貸与状況および管理状況を記録するものとする。

10 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成27年7月1日から実施する。